

内閣参質一四〇第六号

平成九年五月十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤十朗殿

参議院議員齋藤勁君提出神奈川ミルクプラントの横浜ノースドックへの移設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齋藤勁君提出神奈川ミルクプラントの横浜ノースドックへの移設に関する質問に対

する答弁書

一について

御指摘の神奈川ミルク・プラントは、平成六年十二月十五日に開かれた日米合同委員会において、その施設を横浜ノース・ドックへ移設後に返還することで合意し、平成六年度から移設のための整備に着手しているところである。神奈川ミルク・プラントの閉鎖については、本年四月に米側から非公式に検討中であるとの情報は得ているが、現時点において、米側から正式な申入れはなく、現在、情報収集に努めているところである。

二について

神奈川ミルク・プラントの移設に係る経費については、平成八年度までに調査費及び設計費として約一億千五百万円を支出している。

本年度以降の工事費の支出予定は、本年度以降三箇年度の国庫債務負担行為として約二十五億千六百万円である。年度別支出予定額については、本年度は歳出予算としては計上しておらず、また、平成十年度

及び平成十一年度は各年度の歳出予算において確定されることとなる。

なお、移設工事に係る契約は、現在のところ行っていない。

三について

在日米軍等に勤務している従業員の雇用については、政府としては、従来からその雇用の安定確保に努めてきたところであり、今後とも努力してまいりたい。

四について

一について述べたとおり、米側から神奈川ミルク・プラントの閉鎖については、非公式に検討中であるとの情報は得ているが、正式な申入れはなされていない。

なお、一般的に言えば、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二条は、「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。」と規定しており、米側は、この協定の目的のため必要でなくなつた施設及

び区域を返還し並びに施設及び区域の必要性をその返還を目的として絶えず検討すべき立場にある。